江戸川区人事行政の運営等の状況

I 職員の任免及び職員数に関する状況(24年度)

1 採用の状況

区分	事務	土木造園	建築	機械	電気	衛生監視	保健師	合計
I 類	56 人	6人	3 人	3 人	2 人	_	6人	76 人
Ⅲ類	9人	_	_	_	_	_	_	9人
経験者	16 人	3 人	4 人	_	1 人	_	_	24 人
合 計	81 人	9人	7人	3 人	3 人	_	6人	109 人

2 退職の状況

定年退職	勧奨退職	普通退職	合計
92 人	38 人	31 人(2 人)	161 人(2 人)

(注)()は死亡退職数で内書きです。

3 昇任選考の状況

- (1) 総括係長職昇任選考
- ① 選考対象資格及び選考方法

選考対象資格	選考方法
別表の職種の職務に従事する者のうち、平成 25 年 3 月末日現在、4	曲 数 数 令
級職に7年以上在職し、年齢が42歳以上58歳未満の者	勤務評定

事務系:事務、社会教育

別表 福祉系:福祉、心理

技術系:土木造園、建築、機械、電気、物理、衛生監視、学芸研究、診療放射線、

歯科衛生、理学療法、作業療法、検査技術、栄養士、保健師、看護師

② 実施状況

有資格者数	合格者数	合格率	
188 人	22 人	11.7%	

(2) 係長職昇任選考

① 受験資格及び選考方法

選考種別	受験資格	選考方法
一般	別表の職種の職務に従事する者のうち、平成 25 年 3 月末 日現在、主任主事の職に在職する期間が 5 年以上で、年齢 50 歳未満の者	筆記、勤務評定、 面接
長期	別表の職種の職務に従事する者のうち、平成25年3月末 日現在、2級職以上の職の在職期間が15年以上で、そのう ち主任主事の職に在職する期間が7年以上の、年齢50歳以 上58歳未満の者	自己申告、勤務評定

事務系:事務、社会教育

別表 福祉系:福祉、心理

技術系:土木造園、建築、機械、電気、物理、衛生監視、学芸研究、診療放射線、

歯科衛生、理学療法、作業療法、検査技術、栄養士、保健師、看護師

② 実施状況

有資格者数	申込者数	受験者数	受験率	合格者数	合格率
1,015 人	143 人	137 人	95.8%	38 人	27.7%

(3) 主任主事昇任選考

① 受験資格及び選考方法

選考種別	受験資格	選考方法		
短 期	短期 別表の職種の職務に従事する者で、平成25年3月末日現在、2級職に4年以上在職し、年齢50歳未満の者			
長期 A	別表の職種の職務に従事する者で、平成 25 年 3 月末日現 長期 A 在、2 級職に 12 年以上在職し、年齢 37 歳以上 56 歳未満の 者			
長期 B	別表の職種の職務に従事する者で、平成 25 年 3 月末日現 在、2 級職に 5 年以上在職し、年齢 52 歳以上の者	勤務評定		

事務系:事務、社会教育

福祉系:福祉、心理

別表

技術系:土木造園、建築、機械、電気、物理、衛生監視、学芸研究、診療放射線、

歯科衛生、理学療法、作業療法、検査技術、栄養士、保健師、看護師

② 実施状況

有資格者数	申込者数	受験者数	受験率	合格者数	合格率
411 人	314 人	301 人	95.9%	85 人	28.2%

(4) 統括技能長職昇任選考

① 選考対象資格及び選考方法

選考対象資格	選考方法
別表の職種の職務に従事する者で、平成25年3月末日現在、技能長	出效到安
の職に3年以上在職し、年齢が42歳以上58歳未満の者	勤務評定

技能系:技能Ⅰ、技能Ⅱ、技能Ⅲ、技能Ⅳ、技能V、技能VI

業務系:事務(業務)、業務

② 実施状況

別表

有資格者数	合格者数	合格率	
13 人	1 人	7.7%	

(5) 技能長職昇任選考

① 選考対象資格及び選考方法

選考対象資格	選考方法	
別表の職種の職務に従事する者で、平成25年3月末日現在、技能主	勤務評定、筆記、	
任の職に4年以上在職し、年齢が58歳未満の者	面接	

技能系:技能Ⅰ、技能Ⅱ、技能Ⅲ、技能Ⅳ、技能Ⅴ、技能Ⅵ

業務系:事務(業務)、業務

② 実施状況

別表

有資格者数	申込者数	受験者数	受験率	合格者数	合格率
70 人	23 人	23 人	100.0%	5 人	21.7%

(6) 技能主任職昇任選考

① 受験資格及び選考方法

受験資格	選考方法
別表の職種の職務に従事する者で、平成25年3月末日現在、1級職に	勤務評定、筆記、
16年以上在職し、年齢が58歳未満の者	面接

別表

技能系:技能 I、技能 II、技能II、技能IV、技能V、技能VI

業務系:事務(業務)、業務

② 実施状況

有資格者数	申込者数	受験者数	受験率	合格者数	合格率
383 人	256 人	256 人	100.0%	56 人	21.9%

(7) 2級職昇任選考

① 選考資格及び選考方法

選考資格	選考方法
別表の職種の職務に従事する 1 級職の職員で、平成 25 年 3 月末日現	出效到中
在、次の表の区分による1級職の在職年数を満たす者	勤務評定

事 務 系:事務、社会教育

福 祉 系:福祉、心理

別表

一般技術系: 土木造園、建築、機械、電気、衛生監視、学芸研究、

医療技術系:診療放射線、歯科衛生、理学療法、作業療法、検査技術、栄養士、

保健師、看護師

資格の基礎となる採用区分		1 級職の在職年数
I類		1年以上
短大3卒		2年以上
Ⅱ類	短大2卒	3年以上
Ⅲ類	高等学校卒業後1年間の 養成施設等を修了した者	4年以上
	その他	5年以上

② 実施状況

有資格者数	合格者数	合格率
92 人	91 人	98.9%

4 組織別職員数(各年4月1日現在)

単位=人

区分		職	員数		対前年		
組織	平成 2	25 年	平成 2	4年	増加	増加数	
経営企画部	68	(4)	65	(4)	3		
危機管理室	19	(1)	16	(1)	3		
総務部	212	(15)	241	(13)	▲29	(2)	
都市開発部	170	(5)	166	(5)	4		
環境部	279	(30)	284	(28)	▲ 5	(2)	
文化共育部	72	(6)	109	(11)	▲37	(▲ 5)	
生活振興部	406	(9)	396	(10)	10	(\(1)	
福祉部	446	(16)	442	(19)	4	(▲3)	
子ども家庭部	824	(30)	849	(29)	▲25	(1)	
健康部	290	(7)	284	(10)	6	(▲3)	
土木部	271	(12)	239	(22)	32	(\(10)	
会計室	17		16		1		
教育委員会事務局	593	(38)	605	(50)	▲ 12	(1 2)	
監査委員事務局	7		7		0		
選挙管理委員会事務局	11		10		1		
区議会事務局	15		15		0		
合 計	3,700	(173)	3,744	(202)	▲ 44	(▲29)	

⁽注) 1 職員数は、一般職に属する職員数であり「地方公共団体定員管理調査」における 報告数値です。

5 人事交流の状況

東京都及び特別区間人事交流については、次のとおりです。

区分	職種	転入者数	転出者数
幹部	医師	3 人	1人
	事務	1 人	1人
一般	機械	_	1人
	電気	_	1 人

^{2 ()}内は、再任用短時間勤務職員の人数で、職員数に含まれていません。

Ⅱ 江戸川区の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況 (普通会計決算)

単位=千円

区分	住民基本台帳人口	歳出額(A)	実質収支	人件費(B)	人件費率 (B/A)	(参考) 23 年度の 人件費率
24 年度	674,944 人 (25 年 4 月 1 日現在)	226,916,106	12,240,101	35,270,585	15.5%	16.0%

(注) 人件費には、特別職に支給される給料・報酬等を含みます。

(2) 職員給与費の状況 (普通会計決算)

単位=千円

			給与費			給与費			(参考) 一	(参考)特別区
区分	職員数 (A)	給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 (B)	人当たり 給与費 (B/A)	平均一人当たり給与費			
24 年度	3,536 人 (238)	13,227,226	4,544,689	5,351,742	23,123,657	6,539	6,924			

- (注) 1 職員手当には、退職手当は含みません。
 - 2 職員数は、平成24年4月1日現在の人数です。
 - 3 () 内は、再任用短時間勤務職員と公益的法人への派遣職員の人数で、職員 数に含まれていません。
 - 4 給与費については、再任用短時間勤務職員の給与費が含まれています。

(3) 特記事項(給与減額の状況)

国の要請等を踏まえ た減額措置の取組	減額を実施しなかった理由
未実施	本区においては、これまで「組織のスリム化による職員の削減」 、「民間活力の活用」等の独自の取組みにより総人件費削減の効果 を出しています。今後についても行財政改革に精力的に取り組んで いく考えであるため、国の要請による時限的な給与減額措置は実施 していません。

ラスパイレス指数

平成25年4月1日現在:107.9

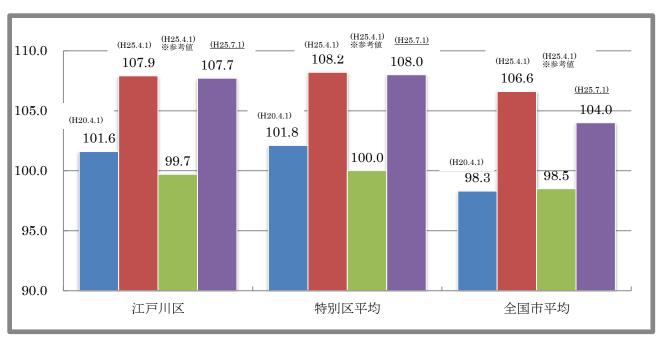
平成25年4月1日現在参考値(国の時限的な給与改定・臨時特例法による給与減

額措置がないとした場合の値):99.7

平成25年7月1日現在:107.7

107.7

(4) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で 比較するため、国の職員数(構成)を用いて、学歴や経験年数の差による影響を 補正し、国の行政職俸給表(一)適用職員の俸給月額を100として計算した指数 です。
 - 2 「参考値」は、国家公務員の時限的な(2年間)給与改定・臨時特例法による給 与減額措置が無いとした場合の値です。

(5) 給与改定の状況

① 月例給

		人事委員会	給与	(参考)		
区分	民間給与 (A)	公務員給与 (B)	較差 (A) - (B)	勧告 (改定率)	改定率	国の 改定率
25 年度	406,788 円	407,376 円	▲588 円 (▲0.14%)	▲0.14%	▲0.14%	改定なし

(注)「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレス比較した平均給与月額です。

② 特別給(期末·勤勉手当)

		人事委員会	年間	(参考)		
区分	民間の支給 割合(A)	公務員の支 給月数(B)	較差 (A) - (B)	勧告 (改定月数)	支給月数	国の年間 支給月数
25 年度	3.97 月	3.95 月	0.02 月	_	3.95 月	3.95 月

(注)「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公 務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数です。

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

- (1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(平成25年4月1日現在)
- ① 一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
江戸川区	42.8 歳	323,886 円	438,814 円	393,463 円
東京都	41.9 歳	329,002 円	458,619 円	406,474 円
玉	43.1 歳	307,220 (332,446) 円	_	376,257(405,463)円
特別区	42.5 歳	325,508 円	445,802 円	403,409 円

(注)「一般行政職」とは、一般事務などの事務系、保育士・児童指導などの福祉系および 土木・建築などの一般技術系の職務に従事する職員です。

② 技能労務職

		公務員				民間			参考
区分	平均	職員数	平均給料	平均給与	平均給与月額	対応する民間	平均	平均給与	A/B
	年齢	机员数	月額	月額(A)	(国比較ベース)	の類似職種	年齢	月額 (B)	AD
江戸川区	49.1歳	702 人	294,763 円	392,351 円	365,306 円	_	_		_
うち学校給食員	50.0歳	101 人	288,401 円	358,982 円	352,834 円	調理師	40.2 歳	286,000 円	1.26
うち自動車	52.3 歳	4 人	321,100 円	414,669 円	410,236 円	自家用乗用	53.5 歳	318,700 円	1.30
運転手	32.3 MX	47	321,100 1	414,009]	410,230 1	自動車運転者	33.3 MX	318,700 1	1.50
うち清掃職員	46.0歳	213 人	306,573 円	448,490 円	388,326 円	廃棄物処理業	44.6歳	290,600 円	1.54
プラ信 加州 映真	40.0 //x	213 /	300,373 1	440,470 1	300,320 1	従業員	44.0 //x	270,000 1	1.54
うち用務員	50.1歳	249 人	283,715 円	355,502 円	347,532 円	用務員	53.7歳	202,700 円	1.75
東京都	47.4 歳	1,619 人	302,576 円	406,213 円	370,474 円	_	_	_	_
F	40.0 告	2 272 1	272,119 円		309,534 円				
国	49.9歳	3,272 人	(286,850)	_	(325,400)	_	_		_
特別区	49.0歳	365 人	305,850 円	412,238 円	379,788 円	_	_	_	_

区分		参考				
		年収ベース(試算値)の比較				
		公務員 (C)	民間(D)	C/D		
	江戸川区	_	_	_		
	うち学校給食員	5,669,722 円	3,750,800 円	1.51		
	うち自動車運転手	6,572,352 円	4,386,700 円	1.50		
	うち清掃職員	6,865,835 円	3,980,600 円	1.72		
	うち用務員	5,612,284 円	2,809,400 円	2.00		

- ※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用しています。 (平成22年~平成24年の3ヶ年平均)
- ※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点に おいて完全に一致しているものではありません。
- ※年収ベースの「公務員 (C)」および「民間 (D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を 12 倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間において は前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値です。

③教育職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
江戸川区	50.0 歳	387,836 円	512,124 円
東京都	41.2 歳	350,213 円	445,556 円
特別区	38.8 歳	332,838 円	436,075 円

- (注) 1 「平均給料月額」とは、平成 25 年 4 月 1 日現在における職種ごとの職員の基本 給の平均です。
 - 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(=時間外勤務手当等を除いたもの)で算出しています。
 - 3 国家公務員欄における「平均給料月額」及び「平均給与月額(国比較ベース)」 の括弧書きは、給与改定・臨時特例法による給与減額措置がないとした場合の値 (減額前)です。

(2) 職員の初任給の状況 (平成25年4月1日現在)

区分		江戸川区	東京都	国
一般行政職	I 類 (大学卒程度)	181,200 円	181,200 円	総合職 172,557 (181,200) 円 一般職 163,987 (172,200) 円
	Ⅲ類 (高校卒程度)	143,000 円	142,700 円	133,418(140,100)円
技能労務職	高校卒	134,900 円	137,200 円	130,656(137,200)円
教育職	大学卒	193,000 円	195,600 円	_
叙 月 ��	短大卒	175,700 円	178,100 円	_

(注) 国家公務員欄における括弧書きは、給与改定・臨時特例法による給与減額措置がないとした場合の値(減額前)です。

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況(平成25年4月1日現在)

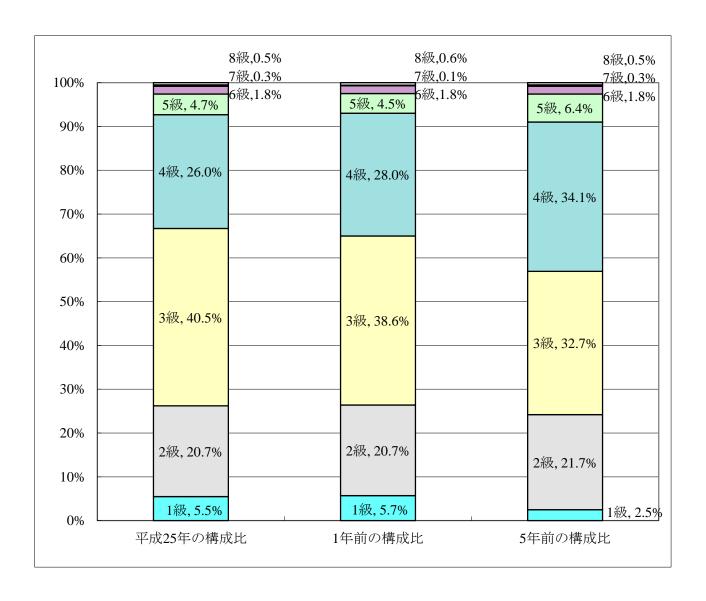
区分		経験年数 10 年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
	大学卒	270,300 円	358,632 円	396,678 円	404,227 円
一般行政職	高校卒		311,283 円	345,120 円	370,459 円
技能労務職	高校卒	_	277,073 円	302,800 円	316,230 円

3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況 (平成25年4月1日現在)

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1 号給の 給料月額	最高号給の 給料月額
8 級	部長	12 人	0.5%	337,800 円	519,500 円
7級	統 括 課 長	8人	0.3%	284,500 円	461,400 円
6級	課長	48 人	1.8%	256,400 円	447,900 円
5 級	総 括 係 長	127 人	4.7%		434,400 円
4 級	係長	702 人	26.0%	219,900 円	412,200 円
3 級	主 任 主 事	1,091 人	40.5%	195,600 円	370,800 円
2 級	高度の知識又は経験を必要とする職務	559 人	20.7%	166,100 円	339,800 円
1級	2級から8級までの区分に属さない職務	149 人	5.5%	138,400 円	305,800 円

- (注) 1 江戸川区の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。
 - 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。



(2) 昇給への勤務成績の反映状況

	区分	合計
24	職員数(A)	3,380 人
年	昇給区分が「極めて良好」または「特に良好」により昇給した職員数 (B)	667 人
度	比率(B/A)	19.7%
23	職員(A)	3,339 人
年	昇給区分が「極めて良好」または「特に良好」により昇給した職員数 (B)	665 人
度	比率 (B/A)	19.9%

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当·勤勉手当

江戸川区		東京都		国	
一人当	iたり	一人\	旨たり		
平均支給額	(24年度)	平均支給額	(24年度)	_	_
1,514	千円	1,617	千円		
(24 年度支	 反給割合)	(24 年度)	支給割合)	(24 年度支給割合)	
期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
2.60 月分	1.35 月分	2.60 月分	1.35 月分	2.60 月分	1.35 月分
(1.45月分)	(0.65月分)	(1.45月分)	(0.65月分)	(1.45月分)	(0.65月分)
(加算措置の別		(加算措置の状況)		(加算措置の状況)	
職制上の段階、	職務の級等に	職制上の段階、	職務の級等に	職制上の段階、	職務の級等に
よる加算措置		よる加算措置		よる加算措置	
・職務段階別加算 5~20%		・職務段階別加算 3~20%		• 役職加算	5~20%
• 管理職加算	15~20%	・管理職加算	15~25%	• 管理職加算	10~25%

⁽注)())内は、再任用職員に係る支給割合です。

【参考】勤勉手当への勤務実績の反映状況(一般行政職)

1. 勤務成績の評定の実施状況

勤務成績の評定は、地方公務員法第 40 条に基づき、全職員を対象に定期評定を実施しています。

- 2. 平成25年6月の勤勉手当への勤務成績の反映状況
 - ① 管理職員 77 名中、上位区分(11220/10000~10560/10000)に決定された者が 30 名 (39.0%)、標準区分 (9900/10000) に決定された者が 47 名 (61.0%) でした。

② 管理職員以外の職員

- (ア)係長級職員 593 名中、上位区分(10906/10000~10403/10000)に決定された者が 252 名 (42.5%)、標準区分 (9900/10000) に決定された者が 341 名 (57.5%) でした。
- (イ)主任主事職員 1,590 名中、上位区分(10907/10000~10403/10000) に決定された者が 569 名(35.8%)、標準区分(9900/10000) に決定された者が 1,018 名(64.0%)、下位区分(9650/10000~9400/10000) に決定された者が 3 名(0.2%) でした。
- (ウ) 1 級・2 級職員 791 名中、上位区分(10506/10000~10203/10000)に決定された者が 169 名(21.4%)、標準区分(10000/10000)に決定された者が 620 名(78.4%)、下位区分(9650/10000~9400/10000)に決定された者が 2 名(0.2%)でした。

(2) 退職手当(平成25年4月1日現在)

江戸川区				国	
支給率	自己都合	勧奨・定年	支給率	自己都合	勧奨·定年
勤続 20 年	22.33 月分	30.83 月分	勤続 20 年	23.03 月	28.7875 月
勤続 25 年	31.33 月分	40.41 月分	勤続 25 年	32.83 月	38.955 月
勤続 35 年	46.91 月分	55.98月分	勤続 35 年	46.55 月	55.86 月
最高限度額	47.08 月分	55.98月分	最高限度額	55.86 月	55.86 月
その他の	定年前早期记	退職特例措置	その他の	定年前早期	退職特例措置
加算措置	(2%~20%加算)		加算措置	$(2\% \sim 2)$	0%加算)
一人当たり	5 150 壬Ⅲ	22 200 壬田	一人当たり		
平均支給額	5,150 千円	23,399 千円	平均支給額		_

(注) 退職手当の一人当たり平均支給額は、24 年度に退職した職員に支給された平均額です。

(3) 地域手当(平成25年4月1日現在)

支給実	績(平成 24 年度	2,440,420 千円	
支給職員一人当た	り平均支給年額	690,164 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度 (支給率)
江戸川区 18%		3,536 人	地域区分により 18%~0%

⁽注) 地域手当とは、民間における賃金や物価などに関する事情を考慮して支給される手当です。

(4) 特殊勤務手当(平成25年4月1日現在)

支給実績(24	支給実績 (24 年度決算) 47,134 千円						
受給職員1人	当たり平均支給年額(117,048 円					
職員全体に占	iめる手当支給職員の割	合(24 年度)		11.1%			
手当の種類((手当数)			5			
手当の名称	手当の名称 主な支給対象職員 主な支給対象業務			左記職員に 対する支給 単価			
特定危険現場作業手当	工事の監督又は検査 の業務に従事する職 員 昇降機の検査業務に 従事する職員	地上十メートル以上 の足場の不安定な箇 所で工事監督又は検 査業務に従事 乗用貨物用昇降機、エ スカレーター又は小 荷物専用昇降機の検 査業務に従事	44 千円	1日につき 400円を超え ない範囲内 1台につき 400円を超え ない範囲内			
福祉訪問等 業務手当	福祉に関する事務 所、福祉部介護保険 課、障害者福祉課、 子ども家庭部保育課 に勤務する訪問員、 指導員等	生活保護法、身体障害者福祉法、児童福祉法、児童福祉法及が老人福祉法定める業務を行うための家庭訪問や面接、母子とは売春防止法に定める相談業務には売春防止法に定める相談業務にはある相談業務に従事	8,564 千円	1日につき 450円を超え ない範囲内			

感染症接触 手当	保健所その他の施設に勤務する職員	感染症の予防及び感 染症の患者に対する 医療に関する法律に 規定する一類感染症 及び二類感染症の患 者(準ずるもの)に接 触する業務に従事	31 千円	1日につき 660円を超え ない範囲内
有害薬物取扱手当	保健所に勤務する職員	規則で定める有害な 薬物を使用し、又はガ スとして発生させ、試 験、研究、検査又は作 業業務に従事	12 千円	1日につき 200円を超え ない範囲内
清掃業務手当	清掃事務所に勤務する職員	廃棄物の処理を直接 行う業務又はこれに 密接に関連する業務 に従事	38,483 千円	1日につき 700円を超え ない範囲内

(5) 時間外勤務手当

支給実績(24年度決算)	1,054,290 千円
職員一人当たり支給年額(24年度決算)	295 千円
支給実績(23 年度決算)	1,149,300 千円
職員一人当たり支給年額(23年度決算)	320 千円

(6) その他の手当(平成25年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価		国の制度との異同	国の制度と 異なる内容	支給実績 (24 年度 決算)	支給職員 一人当た り平均支 給年額 (24年度 決算)
	配偶者	13,700 円		13,000 円		
扶養	配偶者を欠く第一子	13,700 円	異なる	11,000 円	244,356 千円	182,628 円
手当	配偶者以外の扶養親族	5,500 円	大なる	6,500 円		102,020 1
	16~22 歳の子	4,000 円加算		5,000 円加算		
住居	扶養親族を有する者	8,800 円	異なる	賃貸住宅	218,714 千円	99,506 円
手当	扶養親族を有しない者	8,300 円	共なる	27,000 円限度	218,/14 🗂	99,300 円
	交通機関利用者	運賃等相当額		運賃等相当額		
		(55,000 円限度)		(55,000 円限度)		
通勤	交通用具使用者	通勤距離に	異なる	通勤距離に	251 615 壬Ⅲ	117.052 ⊞
手当		応じて支給	井はる	応じて支給	351,615 千円	117,952 円
		(2,600 円~		(2,000 円~		
		13,000 円)		24,500 円)		

5 特別職の報酬等の状況(平成25年4月1日現在)

	区分	給料月額等			
	区長	1,096,200 円	(参考)類似団体における最高/最低額		
給料	丛 坟	(1,218,000 円)	1,248,000 円/	/964,800 円	
	副区長	879,000 円	1,009,000 円	/772,200 円	
	議長	956,000 円	956,000 円/	/857,300 円	
報酬	副議長	807,000 円	813,000 円/	/743,100 円	
	議員	621,100 円	621,000 円/584,100 円		
	区長	(25 年度支給割合)	(24年度支給割合)		
期	副区長	3.15 月	3.15 月		
期末手当	議長	(a = fr fr + (A fr) A)	(a. br. ph.	+ ^^ + . ^ \	
当	副議長	(25 年度支給割合) 3.30 月	(24 年度支給割合) 3.30 月		
	議員	3.30 /1	3.30 /7		
退		算定方式	1期の手当額	支給時期	
退職手当	区長	1,218,000 円×500/100×4 年	24,360,000 円	任期満了時	
当	副区長	879,000 円×340/100×4 年	11,954,400 円	江朔個 时	

- (注) 1 区長については、平成13年1月1日以降、支給額を10%削減しています。給料の()内は、減額措置を行う前の金額です。
 - 2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額です。

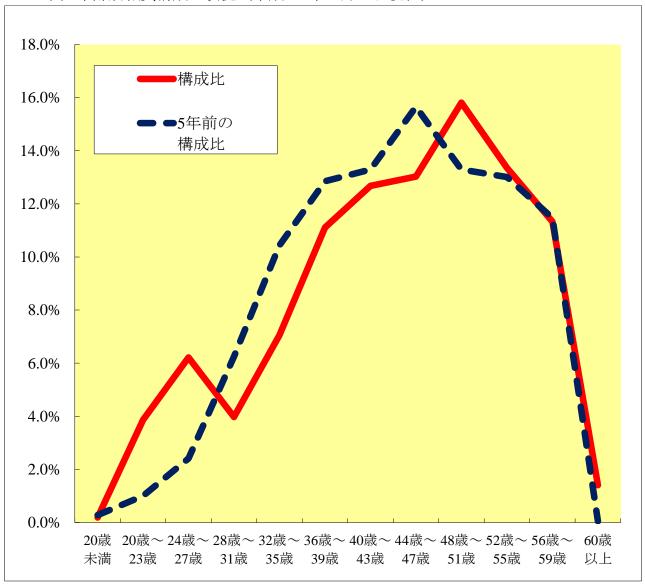
6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由(各年4月1日現在) 単位=人

		区分	職員	数	対前年	→ ₹> 拼涂出 中			
Z F	部門		平成 25 年	平成 24 年	増減数	主な増減理由			
		議会	15	15	0				
		総務	547	526	21	業務増のため			
		税務	122	116	6				
		民生	1,374	1,401	▲27	指定管理化のため			
		衛生	502	505	▲3				
普	一般行政部門	労働	8	8	0				
普通会計部門				農林水産	7	7	0		
計部		商工	19	18	1				
門		土木	440	439	1				
					計	3,034	3,035	1	
		H I	(129)	(140)	(▲11)				
	性则行动如田	教育	494	538	▲ 44	化学答理ルのたみ			
	特別行政部門	教 月	(38)	(53)	(▲15)	指定管理化のため			
	.1. =	· I.	3,528	3,573	▲ 45				
	小言	Т	(167)	(193)	(▲26)				
公	常企業等	そのほか	172	171	1				
-	会計部門	てのほか	(6)	(9)	(▲3)				
	合計		3,700	3,744	▲ 44				
			(173)	(202)	(▲29)				

- (注) 1 職員数は、一般職に属する職員数であり「地方公共団体定員管理調査」における 報告数値です。
 - 2 () 内は、再任用短時間勤務職員の人数で、職員数に含まれていません。
 - 3 公営企業等会計部門とは、国民健康保険事業や介護保険事業などです。

(2) 年齢別職員構成の状況 (平成25年4月1日現在)



区分	20 歳 未満	20 歳 ~ 23 歳	24 歳 ~ 27 歳	28歳 ~ 31歳	32 歳 ~ 35 歳	36 歳 ~ 39 歳	40歳 ~ 43歳	44 歳 ~ 47 歳	48歳 ~ 51歳	52 歳 ~ 55 歳	56歳 ~ 59歳	60 歳以上	
職員数 (人)	7	143	230	147	261	411	469	482	585	494	419	52	3,700

(3) 職員数の推移

単位=人・%

17 13 to 18 18 18 18 18 18 18 18 18 18 18 18 18							*
年度 部門別	20年	21年	22年	23年	24 年	25年	過去5年間の 増減数(率)
一般行政	3,060	3,045	3,041	3,031	3,035	3,034	▲26 (▲0.8%)
教育	670	627	576	559	538	494	▲ 176 (▲ 26.3%)
普通会計 計	3,730	3,672	3,617	3,590	3,573	3,528	▲ 202 (▲ 5.4%)
公営企業等会計 計	160	164	167	167	171	172	12 (7.5%)
総合計	3,890	3,836	3,784	3,757	3,744	3,700	▲190 (▲4.9%)

⁽注) 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数です。

Ⅲ 職員の勤務時間そのほかの勤務条件の状況(24年度)

1 正規の勤務時間

1 週間の 勤務時間	開始時刻	終了時刻	休憩時間
38 時間 45 分	午前 8 時 30 分	午後 5 時 15 分	正午~午後1時

2 勤務時間の弾力的措置

昼休み時間帯に来客が多い職場を中心に、職員間で昼休み時間帯をずらす交替勤 務制度を実施しています。

<代表的な例> 区民課、各事務所、課税課、納税課、 生活援護第一課・第二課・第三課、保育課、児童女性課など

3 週休日及び休日

種別	意義		
週休日	労働基準法第35条の休日にあたるもので、正規の勤務時間が割り振られてお		
	らず、職員に勤務する義務が課せられていない日		
	正規の勤務時間は割り振られているが、特に勤務を命ぜられる場合を除き、		
勤務することを要しない次に掲げる日			
休日	① 国民の祝日に関する法律に規定する休日		
	② 年末年始の休日 (12月29日~1月3日)		
	③ 国の行事の行われる日で、人事委員会の承認を得て、区規則で定める日		

4 休暇制度

(1) 制度概要

種類	意義	日数など
	職員の心身の疲労を回復させ、労働力	一会計年度において20日
年次有給休暇	の維持向上を図ることを目的として与	(ただし、再任用短時間勤務職
	えられる休暇	員などは異なります)
	職員が疾病又は負傷のため療養する必	療養のための必要最小限度の
病気休暇	要があり、勤務しないことがやむを得	期間(原則として、日を単位)
	ないと認められる場合における休暇	
 公民権行使等休暇	職員が公民としての権利の行使又は公	必要と認められる時間
公民催行使等你啦	の職務の執行を行うための休暇	必多で影響のなる時間
	出産の前後における女性職員の母体保	妊娠中及び出産後の引き続く
妊娠出産休暇	護のため、労働基準法第65条に規定す	16 週間以内(多胎妊娠の場合
	る産前産後の休養として与える休暇	は、24週間)

妊娠初期休暇	妊娠初期の女性職員が、妊娠に起因する障害のために勤務することが困難な場合における休暇	引き続く 7 日以内の範囲にお いて日を単位で1回に限る
母子保健健診休暇	妊娠中又は出産後の女性職員が母子保 健法の規定に基づく医師、助産師又は 保健師の健康診査又は保健指導を受け るための休暇	健康診査又は保健指導を受けるために、必要と認められる時間
妊婦通勤時間	妊娠中の女性職員の健康維持及びその 胎児の健全な発達を阻害するおそれが あるときに、交通混雑を避けるための 休暇	勤務時間の始め又は終わりに それぞれ30分又は1日60分以 内で、必要と認められる時間
育児時間	生後1年3月に達しない生児を育てる職員に対して、保育のために休憩時間とは別に勤務時間中に与えられる休暇	1日2回それぞれ45分を原則 (1回の最低承認単位は30分)
出産支援休暇	男性職員がその配偶者の出産にあたり、子の養育その他家事等を行うための休暇	出産の前後を通じ、日を単位と して2日以内
育児参加休暇	男性職員がその配偶者の産前産後の期間に、育児に参加するための休暇	配偶者の出産予定日の 8 週間 前の日(小学校就学前の養育の 必要がある子がいる場合)から 当該出産の日後 8 週間を経過 する日までの期間内に日を単 位として5日以内
生理休暇	生理日の勤務が著しく困難な場合の休 養として与える休暇	職員が請求した日数
慶弔休暇	職員が結婚する場合、職員の親族が死亡した場合その他の勤務しないことが相当と認められる場合の休暇	結婚休暇:引き続く7日以内 忌引き:親族によって異なる日数
災害休暇	職員の現住居が地震、水害、火災その他の自然災害により滅失し、又は損壊したことにより、職員が当該住居の復旧作業等のため勤務しないことが相当と認められる場合の休暇	日を単位として7日以内
夏季休暇	夏季の期間 (7/1~9/30) において、職員が心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため、勤務しないことが相当と認められる場合の休暇	原則として、日を単位として5 日以内

		A attricts a constant
	職員が自発的に、かつ、報酬を得ない	一会計年度において、5日の範
 ボランティア休暇	で社会に貢献する活動を行うため勤務	囲内で必要と認められる期間
	しないことが相当と認められる場合の	
	休暇	
	職業生活における一定の時期に心身の	日を単位として引き続く 3 日
	活力を回復及び増進し、又は自己啓発	以内 (満 53 歳)
リフレッシュ休暇	に努めることにより、公務能率の向上	日を単位として引き続く 2 日
	に資するため勤務しないことが相当と	以内 (満 43 歳)
	認められる場合の休暇	
	9歳に達する日以後の最初の3月31日	一会計年度において5日(養育
子の看護のための	までの間にある子を養育する職員が、	する子が 2 人以上の場合は 10
休暇	その子の看護のため勤務しないことが	日)以内
	相当と認められる場合の休暇	
	配偶者又は父母、子、配偶者の父母等	一会計年度において5日(要介
	で負傷、疾病又は老齢により日常生活	護者が2人以上の場合は10日)
短期の介護休暇	を営むことに支障があるものの介護及	以内
	び必要な世話をするため、勤務しない	
	ことが相当と認められる場合の休暇	
	配偶者又は父母、子、配偶者の父母等	介護を必要とする一の継続す
	で負傷、疾病又は老齢により日常生活	る状態ごとに、連続する6月の
介護休暇	を営むことに支障があるものの介護を	期間内において必要と認めら
	するため、勤務しないことが相当と認	れる期間
	められる場合の休暇	

(2) 年次有給休暇の取得状況(24年4月~25年3月)

平均取得日数	
14.2 目	

(3) 病気休暇の取得状況

取得者数	
187 人	

(4) 介護休暇の取得状況

取得者数	
8人	

(5) 育児休業の取得状況

24 年度の新規取得者数			前年度	からの継続取得	者数
男	女	合計	男	女	合計
2 人	40 人	42 人	0人	63 人	63 人

Ⅳ 職員の懲戒及び分限処分(病気休職など)の状況(24年度)

1 職員の懲戒処分の状況

懲戒とは、職員に法令違反などの一定の義務違反があった場合になされる処分で、職員の道義的責任を問うことにより、地方公共団体における規律と公務遂行の秩序を維持することを目的としている。

懲戒処分者数

免職	停職	減給	戒告	合計
人 0	2 人	1人	2 人	5 人

2 職員の分限処分(病気休職など)の状況

分限とは、職員が一定の事由によってその職務を十分に果たすことができない場合などに、公務能率の維持と向上を図ることを目的とした処分である。

分限処分者数

免職	降任	休職	降給	合計
0 人	0人	78 人	0 人	78 人

Ⅴ 職員の服務の状況(24年度)

1 服務の基準

地方公務員法第 30 条は、「すべて職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために 勤務し、且つ、職務の遂行に当っては、全力を挙げてこれに専念しなければならない。」 と定めている。これは、全体の奉仕者としての職員の服務の根本基準を明らかにした ものであり、憲法第 15 条第 2 項が「すべて公務員は、全体の奉仕者であって、一部の 奉仕者ではない。」と規定しているところを受けたものである。

2 種類

区分	内容
	特定の人が地方公務員になるにあたっては、誠実かつ公
服務の宣誓	正に職務を執行することを住民全体に対して誓わなければ
	ならない。
	職員は、その職務を遂行するにあたって、法令、条例等
法令及び上司の命令に従う義務	に従い、かつ、上司の職務上の命令に忠実に従わなければ
	ならない。
	職員は、法律又は条例に特別の定めがある場合を除くほ
職務に専念する義務	か、その勤務時間及び職務上の注意力のすべてをその職責
「概分に守心りる我伤	遂行のために用い、当該地方公共団体がなすべき責を有す
	る職務にのみ従事しなければならない。
信用失墜行為の禁止	職員は、その職の信用を傷つけ、又は職員の職全体の不
旧用大陸行為の宗正	名誉となるような行為をしてはならないとされている。
秘密を守る義務	職員は、在職中であると退職後であるとを問わず、職務
	上知り得た秘密を漏らしてはならない。
政治的行為の制限	職員は、特定の政治的行為について、これを行うことを
或但的11%の側板	禁止されている。
	職員は、使用者たる住民に対して同盟罷業、怠業その他
 争議行為等の禁止	の争議行為をすること、また、地方公共団体の機関の活動
・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	能率を低下させる怠業的行為をすることを禁止されてい
	る。
	職員は、営利を目的とする私企業を営むことを目的とす
	る会社その他の団体の役員になるとき、自ら営利を目的と
営利企業等の従事制限	する私企業を営むとき、又は報酬を得て何らかの事業若し
	くは事務に従事するときは、任命権者の許可を受けなけれ
	ばならない。

3 職員の兼業許可の状況

主に外部機関の要請により報酬を得て講演を行う場合などです。

件数 (人数)

30件(63人)

VI 職員の研修及び勤務成績の評定の状況(24年度)

1 研修の状況

江戸川区実施研修

区分	実施回数	受講者数
新任研修	9 回	217 人
現任研修	21 回	601 人
接遇研修	5 回	221 人
実務研修	2 回	145 人
特別研修	14 回	1,797 人
派遣研修	286 回	1,356 人
職場研修等	34 回	1,813 人
合 計	371 回	6,150 人

2 勤務成績の評定

(1) 一般職員

業績評定(設定した目標の達成度)と行動評定(職務遂行過程で現れた行動など)の観点から評定を実施しています。

(2) 管理職員

職務の困難度や責任の度合いを総合的に判断し、定期評定を実施しています。

Ⅲ 職員の福利厚生制度

1 福利厚生制度の概要

職員の福利厚生については、地方公務員法、地方公務員等共済組合法に基づいて実施しています。

2 東京都職員共済組合

職員の納付する掛金と地方公共団体の支出する負担金を財源として職員の病気・負傷・休業・退職などに関して、以下の事業を行っています。

事業名	内容
短期給付事業	この事業は、健康保険に相当するもので「法定給付」と「附加給付」 等があります。法定給付は、法律で給付の種類や内容が定められたも ので、どの地方公務員共済組合でも同じ給付内容ですが、附加給付等 は、法令の定める基準に従って、財政事情などを考慮しながら、各共 済組合の定款で定めて実施しているものです。 ① 組合員とその被扶養者の病気、負傷、出産又は死亡に関する給付 ② 組合員の休業に関する給付 ③ 組合員とその被扶養者の災害に関する給付
長期給付事業	この事業は、組合員等を対象としている他の二つの事業とは異なり、組合員が退職(又は死亡)した後に給付の対象となります。永年勤続した後に退職したときや在職中の傷病がもとで心身に障害が生じて退職したとき、又は死亡したときに、退職後の生活やあとに残された家族(遺族)の生活の安定を図るため、年金などの支給を行っています。① 退職共済年金 生年月日に応じた支給開始年齢から受けられる別個の給付による退職共済年金、特例による退職共済年金及び 65 歳から受ける本来の退職共済年金に分けられます。(経過措置があります。)② 障害共済年金組合員である期間に初診日の属する傷病により、一定の障害状態になったときに支給されます。 ③ 障害一時金組合員である期間に初診日の属する公務外の傷病により退職した場合で、障害共済年金に該当しない程度の一定の障害状態にあるとき支給されます。 ④ 遺族共済年金 組合員、元組合員(退職しているが、まだ年金を受給していない方)及び年金受給者が死亡した時に、その遺族(配偶者、子、父母、孫及び祖父母)に支給されます。

福祉事	業

この事業は、短期、長期の給付事業以外に、組合員とその家族の健康の保持・増進など福祉向上を目的として実施する事業です。特定健診・特定保健指導や人間ドックなどの健康づくり・疾病予防への支援事業、保養施設の運営やその他貸付事業等を行っています。

3 特別区職員互助組合

23 区全体の職員数のスケールメリットを活かして、各区の職員の互助事業を行っています。事業としては、相談事業・保険事業などがあります。必要な経費については、職員が負担する会費により運営されています。

事業名	内容
保険関係事業	団体契約保険(生命保険・損害保険・積立年金保険)、団体取扱保 険等
ライフプラン事業	ライフプランセミナー等
相談事業	職員相談室
会員制宿泊施設	宿泊施設・スポーツ施設
生活支援・ リフレッシュ事業	指定店、割引施設等

4 江戸川区職員厚生会

職員の相互扶助・親睦などの事業を行っています。必要な経費については、職員が 負担する会費により運営されています。

事業名	内容
給付事業	弔慰金、災害見舞金、傷病見舞金等
貸付事業	生計資金貸付金
助成事業	一部を民間事業者に委託、各種大会助成等

Ⅲ 職員の健康管理及び制服の貸与

職員の健康管理については、労働安全衛生法などに基づいて健康診断を実施しています。また、サービス向上などのために、制服を貸与しています。

1 職員の健康診断の状況(24年度)

種別	受診者数
定期健康診断	4,502 人

2 公務災害の状況(24年度)

内 容	認定件数
公務災害	27 件
通勤災害	5件

3 制服の貸与状況(24年度)

種別	種類				
事務服系	2				
作業着系	30				
清掃職員安全着	9				

平成24年度の業務状況の報告

特別区人事委員会

1 職員の競争試験及び選考の状況

(1) 採用試験等

平成24年度における採用試験等については、以下のとおり実施した。

ア 受験資格等

採		文 駅 貫 俗	種	国籍	年齢	資格・免許	その他			
区	分	事 務	選考区分)	要件	, ,,	/				
		土木造園	(十木)							
		土木造園	(造園)		22歳以上					
		建築		有	28歳未満					
		機械					・活字印刷文による出題に対応で			
		電 気					きる人。ただし、事務については			
数		福祉		無	22歳以上	社会福祉士若しくは児童指導 員の資格を有する人又は保育 士となる資格を有し、都道府 県知事の登録を受けている人	・22歳未満の者で学校教育法に基			
		衛生監視	(衛生)			食品衛生監視員及び 環境衛生監視員				
		/+- / E/. +-	(11 - 32)	有		· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·				
		衛生監視	(化字)							
		保健師		無	22歳以上 40歳未満	保健師				
Ⅱ 数		事 務		有	18歳以上 22歳未満		・ 活字印刷文による出題に対応できる人			
身 隆 ~ 注 1	章 · ·	事務		有	18歳以上 28歳未満	・身体障害者手帳の交付を受け ・特別区の区域内に住所を有 ・自力通勤ができ、かつ介護 ・通常の勤務時間に対応できる ・活字印刷文による出題に対	- けている人 する人 者なしに職務遂行が可能な人 る人			
彩	圣 全	事 務				4の民 年業間				
2	首 2	土木造園	(土木)		28歳以上 32歳未満	以務企 上従業 当該聯種に関係する				
彩雅		建築				事等業務に従事歴で				
		事 務				従民 事間				
	主	土木造園	(土木)		00#NI	歴 企	・活字印刷文による出題に対応で			
		建築		有	32歳以上	8 業 年等 当該職種に関係する	きる人。ただし、事務については			
経験	事Ⅰ	機械			37歳未満	上の 業務に従事	点字による出題に対応できる人も 受験できる。			
者 3		電気				業 務				
級職	主	事 務				1の民 3 業間				
	任主事	土木造園	(土木)		37歳以上 46歳未満	年務企 以従業 上事等 当該職種に関係する				
	п	建築			- ~ //4/7 * Helj	上事等 歴で 業務に従事				

(注1)身体障害者を対象とする採用選考の略

(2) 採用選考等

平成24年度人事委員会が実施した江戸川区の採用選考等の実施状況は次のとおりである。

ア 医療専門職採用選考

区分	合格者数
医療専門職(医師の課長級以上)	0 人

イ 一般職の任期付職員

採用職層	採用承認人数
主任主事	0 人
係長職	0人
総括係長	0 人
課長級	0 人
統括課長	0 人
部長級	0人

(3) 管理職選考

ア 受験資格等

○ I類

(受験資格) 日本国籍を有する要綱で定める職種の職務に従事する人のうち、年齢55 歳未満で、主任主事以上の在職期間が6年以上の人。

(受験方式) 全部受験方式-受験資格を満たしている人が、筆記考査(択一・短答式問題、記述式問題、論文式問題)全てを受験する方式。

分割受験方式-受験資格を満たしている人が、択一・短答式問題受験の免除資格を得るため、択一・短答式問題のみを受験する方式。 受験年度の管理職選考の合格にはいたらない。

免除受験方式-択一・短答式問題受験の免除資格を得ている人が、記述式 問題及び論文式問題を受験する方式。

前倒し受験方式-主任主事の職にあり、その在職期間が3~5年目の人(経験者採用制度により採用された人の特例あり)が、択一・ 短答式問題受験の免除資格を得るため、択一・短答式問題のみを受験する方式。受験年度の管理職選考の合格にはいたらない。

(選考方法) 筆記考査(択一・短答式問題、記述式問題、論文式問題)、勤務評定、口 頭試問、適性評定(技術のみ)

(免除資格) 択一・短答式問題の成績が一定の基準に達した人については、原則として、 受験年度以降の3年間の択一・短答式問題受験の免除資格を付与する。

○ Ⅱ類

(受験資格) 日本国籍を有する要綱で定める職種の職務に従事する人のうち、年齢47 歳以上56歳未満で、総括係長の在職期間が1年以上の人。

(選考方法) 筆記考査(事例式論文)、勤務評定、口頭試問

イ 実施状況(合格者決定)

○ Ⅰ 類 (全部及び免除受験方式) 及び Ⅱ 類

(単位:人、%)

種別	選考区分	受	験者数(A)	口頭試問進出者数 (B)			合格者数 (C)			合格率 (C/A)		
俚加	进与巨刀	平成24年度	平成23年度	増減	平成24年度	平成23年度	増減	平成24年度	平成23年度	増減	平成24年度	平成23年度	増減
	事 務	339	386	△ 47	164	173	△ 9	79	78	1	23.3	20.2	3. 1
	技術 I	65	64	1	16	18	\triangle 2	10	11	△ 1	15.4	17.2	△ 1.8
I類	技術Ⅱ	29	18	11	16	12	4	14	10	4	48.3	55.6	△ 7.3
1 共	技術Ⅲ	24	36	\triangle 12	8	9	\triangle 1	2	6	\triangle 4	8.3	16.7	△ 8.4
	技術計	118	118	0	40	39	1	26	27	△ 1	22.0	22.9	△ 0.9
	小 計	457	504	\triangle 47	204	212	△ 8	105	105	0	23.0	20.8	2.2
	事 務	111	123	△ 12	77	92	△ 15	49	46	3	44.1	37.4	6.7
Ⅱ類	技 術	14	21	\triangle 7	10	10	0	10	10	0	71.4	47.6	23.8
	小 計	125	144	△ 19	87	102	△ 15	59	56	3	47.2	38.9	8.3
合	計	582	648	\triangle 66	291	314	△ 23	164	161	3	28.2	24.8	3.4

○ I 類 (全部受験方式)

(単位:人、%)

種別	選考区分	受	験者数 (A))	口頭試問進出者数(B)			合格者数(C)			合格率 (C/A)		
性上力リ	进与巨刀	平成24年度	平成23年度	増減	平成24年度	平成23年度	増減	平成24年度	平成23年度	増減	平成24年度	平成23年度	増減
	事 務	211	271	△ 60	86	93	△ 7	41	47	\triangle 6	19.4	17.3	2. 1
	技術 I	46	53	\triangle 7	9	12	△ 3	5	5	0	10.9	9.4	1.5
I類	技術Ⅱ	24	14	10	11	8	3	10	6	4	41.7	42.9	△ 1.2
(全部)	技術Ⅲ	14	25	△ 11	4	2	2	0	2	\triangle 2	0.0	8.0	△ 8.0
	技術計	84	92	△ 8	24	22	2	15	13	2	17.9	14. 1	3.8
	合 計	295	363	△ 68	110	115	△ 5	56	60	\triangle 4	19.0	16.5	2.5

○ [類(免除受験方式)

(単位:人、%)

<u> </u>	* () L N		(年世 : 八、/0/											
種別	本土に八	受験者数 (A)			口頭試	口頭試問進出者数(B)			合格者数 (C)			合格率 (C/A)		
性万川 1	選考区分	平成24年度	平成23年度	増減	平成24年度	平成23年度	増減	平成24年度	平成23年度	増減	平成24年度	平成23年度	増減	
	事 務	128	115	13	78	80	\triangle 2	38	31	7	29.7	27.0	2.7	
	技術 I	19	11	8	7	6	1	5	6	△ 1	26. 3	54. 5	△ 28.2	
I類	技術Ⅱ	5	4	1	5	4	1	4	4	0	80.0	100.0	△ 20.0	
(免除)	技術Ⅲ	10	11	△ 1	4	7	△ 3	2	4	\triangle 2	20.0	36.4	△ 16.4	
	技術計	34	26	8	16	17	\triangle 1	11	14	△ 3	32.4	53.8	△ 21.4	
	合 計	162	141	21	94	97	△ 3	49	45	4	30. 2	31.9	△ 1.7	

ウ 実施状況 (免除者決定)

(単位:人、%)

\22.			対 象	者 数			免 除	者 数		免 除 率			
選	考ハ	計	受專)	内訳	計	受專) 黄方式别	内訳	計	受馴)	内訳
区	分	計	全部	分割	前倒し	訂	全部	分割	前倒し	iT	全部	分割	前倒し
事	務	454	165	97	192	129	29	12	88	28.4	17.6	12.4	45.8
技術	f I	88	41	21	26	20	5	3	12	22.7	12.2	14.3	46.2
技術	ドⅡ	43	14	13	16	11	2	1	8	25.6	14.3	7.7	50.0
技術	₩	61	13	23	25	15	4	2	9	24.6	30.8	8.7	36.0
技術		192	68	57	67	46	11	6	29	24.0	16.2	10.5	43.3
合	計	646	233	154	259	175	40	18	117	27.1	17.2	11.7	45.2

- 注1 対象者数とは、受験者数から合格者数を除いた数である。
 - 2 全部とは、全部受験方式で筆記考査全てを受験し、口頭試問に進出しなかった人及び口頭試問に進出した人のうち合格にいたらなかった人。
 - 3 分割とは、分割受験方式で受験した人。
 - 4 前倒しとは、前倒し受験方式で受験した人。
 - 5 免除率は、小数点第二位以下四捨五入で算出。

(4) 特例転職選考

ア 受験資格及び選考方法

(受験資格) 日本国籍を有し、年齢満55歳未満で、「一般業務」の職務に従事する人又は、技能系職種に在職し、専ら事務の業務に従事していると任命権者が認める人。

(選考方法) 筆記考査 (択一式問題・作文)、勤務評定

イ 実施状況

(単位:人、%)

				申込者 数	申込率 B/A	受験者 数	受験率	合格者 数	合格率 D/C
種別	職種	職務	A	В	D/A	С	C/B	D	D/ C
業務系	業務	一般業務	20	1	5.0	0	0.0	1	-
	技能 I	介護指導	15	3	20.0	0	0.0	-	-
技		電話交換	2	0	0.0	-	-	1	-
技能系	技能Ⅱ	警備	3	0	0.0	-	1	-	-
(異		作業 I	7	0	0.0	1	1	ı	•
(異種職務従事者)		調理	42	40	95.2	40	100.0	29	72.5
務従	技能Ⅲ	用務	18	10	55.6	9	90.0	6	66.7
事者		作業Ⅱ	9	4	44.4	3	75.0	2	66.7
ı)	技能IV	家庭奉仕	6	2	33.3	2	100.0	0	0.0
技能系計		支能系計	102	59	57.8	54	91.5	37	68.5
	合	計	122	60	49.2	54	90.0	37	68.5

(注) 技能V、VIは有資格者なし

2 給与、勤務時間その他の勤務条件に関する報告及び勧告の状況

給与は、情勢適応の原則(地方公務員法第 14 条)、均衡の原則(地方公務員法第 24 条第 3 項)及び職務給の原則(地方公務員法第 24 条第 1 項)に則して決定されるものである。例年、これらの趣旨を踏まえ、特別区職員給与等実態調査及び職種別民間給与実態調査を行い、公民較差を算出するとともに、国や他の地方公共団体の給与の実態を参考にして、給与に関する報告、意見の申出及び勧告を行っている。平成 24 年は、10 月10 日に 23 区の各区議会議長及び区長に対し、一般職の特別区職員の給与等について報告及び勧告を行った。その概要は、以下のとおりである。

[本年の勧告のポイント]

- ◇ 月例給は4年連続の引下げ改定、特別給は改定なし
- 1 月例給
 - ○公民較差(△783円、△0.19%)を解消するため、給料表を引下げ改定
 - ・ 原則全ての級及び号給について引下げ
 - Ⅰ類初任給までの号給等は据置き
 - ・ 職責が高まっていること等を考慮し、係長職について引下げを緩和
 - ・ 任用資格基準を考慮し、一部号給の引下げを緩和
- 2 特別給 (期末手当・勤勉手当)
 - 〇民間の特別給(賞与)の支給割合とおおむね均衡しており改定なし (現行3.95月)
- ◎ 職員の平均年間給与は、約△1万3千円

職員の給与に関する報告(意見)・勧告

- I 職員と民間従業員との給与の比較
 - 1 職員給与等実態調査の内容(平成24年4月)

職員数	民間従業員と比較した職員							
柳 貝 剱	職員数	平均給与月額	平均年齢					
59, 451 人	30,704 人	412, 387 円	43.3 歳					

2 民間給与実態調査の内容(平成24年4月)

区分	内容
調査対象規模	企業規模 50 人以上、かつ事業所規模 50 人以上の事業所
事業所数	特別区内の 943 民間事業所を実地調査(調査完了 801 事業所)

3 公民比較の結果

〇月例給

民間従業員	職員	差
411,604 円	412, 387 円	△783 円 (△0.19%)

(注) 民間従業員、職員ともに本年度の新卒採用者は、含まれていない

〇特別給

民間支給割合	職員支給月数	差
3.95月分	3.95 月	_

Ⅱ 改定の内容

1 給料表

(1) 行政職給料表(一)

- ・ 原則全ての級及び号給について、給料月額を引下げ
- I類初任給までの号給等の給料月額は据置き
- ・ 係長職の職責が高まっていること等を考慮し、4級及び5級の引下げを緩和
- ・ 任用資格基準を考慮し、全ての級において、一部号給の引下げを緩和

(2) その他の給料表

- ・ 医療職給料表(一)は、医師の処遇確保の観点から引下げ改定なし
- ・ 医療職給料表(二)、医療職給料表(三)及び幼稚園教育職員給料表については、行政職給料表(一)と の均衡を考慮した改定

2 行政職給料表(一)の初任給

Ⅰ類(大学卒程度)、Ⅲ類(高校卒程度)ともに据置き

(参考1) 較差解消による配分

給 料	諸 手 当	はね返り	計
△664 円	_	△119 円	△783 円

(参考2) 改定による平均年間給与の減少額(公民比較対象職員)

改定前	改定後	差
約 6,641 千円	約 6,628 千円	約△13 千円

(参考3) モデルケースによる試算

〇ケース1 係員(1級29号給、25歳)

扶養手当:無、住居手当:有

給与月額			年間給与		
改定前		改定前	改定後	差	
222, 116 円	222, 116 円	0 円	3,510 千円	3,510 千円	0 千円

〇ケース2 係長(4級61号給、40歳)

扶養手当:配偶者、子2人(教育加算無)、住居手当:有

給与月額			年間給与		
改定前 改定後 差			改定前	改定後	差
449, 766 円	449, 176 円	△590 円	7,214 千円	7,204 千円	△10 千円

〇ケース3 課長(6級69号給、45歳)

扶養手当:配偶者、子2人(教育加算無)、住居手当:有

給与月額				年間給与	
改定前	改定後	差	改定前	改定後	差
634, 554 円	633, 728 円	△826 円	10,146 千円	10,132 千円	△14 千円

〇ケース4 部長(8級55号給、50歳)

扶養手当:配偶者、子2人(内教育加算1人)、住居手当:有

給与月額			年間給与		
改定前	改定前 改定後 差			改定後	差
757, 982 円	757, 038 円	△944 円	12,219 千円	12, 202 千円	△17 千円

3 実施時期等

- ・ 給与水準引下げの改定であるため、遡及することなく、改正条例の公布の日の属する月の翌月の初日 (公布の日が月の初日であるときは、その日)から実施
- ・ 平成24年4月から改定の実施の日の前日までの期間に係る公民較差相当分について、本年度中に支給される期末手当の額において平成23年の勧告に準じ、所要の調整を実施。ただし、医療職給料表(一)が適用されている職員については、引下げ改定が行われないため、所要の調整は行わないことが適当

Ⅲ 今後の給与制度

1 職務・職責が的確に反映された給与制度

- ・ 職務の困難性や職責の重大さに応じた給与水準を設定していく観点から、管理職及び係長職について 改善を図ることが必要
- ・ 特別区の給与制度が社会一般の情勢に適応し区民の理解が得られるよう、引き続き制度を改善

2 諸手当

(1) 勤勉手当制度

・ 一部の区では、成績率の効果的な運用が行われているとはいえない状況。各区においては、常にその 導入目的を踏まえながら運用していく必要

(2) 住居手当制度

・ 現行制度の意義を検証の上、今後の住居手当制度のあり方について、特別区の実情や他の地方公共団 体の状況等を考慮して検討

3 50歳台の給与のあり方

- ・ これまで特別区では、給与カーブのフラット化等により、50 歳台後半層の給与水準の上昇を着実に 抑制
- ・ 今後とも、国や他の地方公共団体の動向、民間の賃金事情を注視しつつ、特別区の状況を踏まえ、50 歳台の給与のあり方について引き続き検討

Ⅳ 区費負担の学校教育職員の給与制度

・ 東京都の教育職員との均衡を考慮して、改定等を行うことが適当

人事制度、勤務環境の整備等に関する報告(意見)

I 人事制度の整備

1 有為な人材の確保

- (1) 採用制度の検討
- ・ 地域の諸課題の解決に向けて、自ら考え行動する人材を確保するための採用制度のあり方を検討

(2) 受験者獲得策の強化

- ・ 技術系の受験者確保が困難なため、受験対象者の意向把握に努めるとともに、職務の魅力等を的確に 伝えるなど学校訪問やホームページの拡充等のPR活動を強化
- ・ 技術系職種の受験対象者の拡大を図る観点から受験資格等を検討

2 人材の育成

(1) 次代を担う「職員」の育成

・ 人事評価を人事・給与制度の中核に位置づけることが重要。評価制度を適切に運用し、評価結果を人 材育成の強化に活用することが必要

- ・ 組織のさらなる活性化を図る観点から、女性職員に対する昇任意欲醸成に向けた方策を検討
- ・ 管理職員に特に求められる組織戦略の策定や計画・事業の管理等「マネジメント能力」向上に向け、 任命権者や特別区職員研修所と連携を図りながら具体策を検討

(2) 組織の足腰強化に向けた制度の構築

- 管理職選考における前倒し受験方式の拡充に伴う改正効果を検証するとともに、技術系管理職、特に 23 区共通の課題となっている建築職の確保策について検討
- ・ 組織運営に支障を及ぼし始めるなど、係長職の確保は喫緊の課題。本年2月、係長職昇任選考制度を 一部改正。本委員会は、あらゆる角度から対応
- ・ 特別区を取り巻く環境の変化や職員等に実施した調査結果等を総合的に勘案し、本委員会は、管理職 及び係長職の職責が高まっていることを認識。職責の高まりを適時・適切に人事・給与制度へ反映
- ・ 「職層(職務分類基準)」は、制度確立から 25 年以上が経過しており、制度設置当時の分類と現在の配置・運用状況が少しずつ乖離。制度の沿革等を踏まえ、そのあり方を調査・検討

3 高齢期職員の活用等

- ・ 高齢期雇用は、引き続き国の動向等を注視。職員のモチベーションの維持・向上や、組織全体の活性 化を図る観点から、中長期を見据えて今後の人事制度を検討
- ・ 以下の課題については、早急な対応が必要

(1) 採用計画の早期作成

・ 定年退職後の職員をフルタイムで再任用する場合、職員定数の観点から、来年度の職員採用試験に大きく影響するため、採用計画の早期作成が必要

(2) 高齢期職員の活用

・ 定年退職時に係長級以上であった職員の活用方法は、昇任計画に影響を及ぼすため、若年・中堅職員 の昇任への影響も視野に入れた早急な検討が必要

Ⅱ 勤務環境の整備

1 職業生活と家庭生活の両立支援

・ 両立支援に向けた取組みを一層推進するため、任命権者は、制度のさらなる周知や意識啓発に取り組み、管理職員は、職場全体で支援する組織風土の醸成が必要

2 超過勤務の縮減等

- ・ 任命権者は、要因を分析し業務体制の見直しを図るなど縮減対策が必要。管理職員は、進捗状況の把握や適正な業務分担等、適切なマネジメントが重要
- ・ 年次有給休暇について、任命権者は、全ての職員が取得しやすい環境整備に引き続き取り組むことが 必要

3 メンタルヘルスの推進

・ 任命権者は、心の健康づくりを主要な課題とし、セルフケアを推進するとともに、職員自身もメンタ ルヘルスを正しく理解し適切な対応が必要

Ⅲ 公務員倫理の確立

- ・ 任命権者は、不祥事の再発防止のため実効性のある取組みを一層進めていくことが肝要。管理職員は、 職員の勤務状況等に目を配り、適切な指導・助言が必要
- ・ 個人情報の紛失は、組織全体の課題として捉えることが必要。任命権者は、継続的な研修や情報管理 体制の整備に努め、個人情報の適正管理を徹底することが必要

3 勤務条件に関する措置の要求の状況

平成 24 年度中における江戸川区の措置要求の状況は、下記のとおりです。

前年度からの 継続件数 A	24 年度 要求件数 B	完結件数 C	翌年度継続 件数 A+B-C	備考
1	1	1	1	

4 不利益処分に関する不服申立ての状況

平成24年度中における江戸川区の不服申立ての状況は、下記のとおりです。

前年度からの 継続件数 A	24 年度 申立て件数 B	完結件数 C	翌年度継続 件数 A+B-C	備 考
3	0	0	3	

お問い合わせ先 江戸川区役所 総務部職員課人事係 電話: 03-5662-1002